



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 45 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (221) (県土総務課) 2
	建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (222) (〃) 8
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (223) (〃) 14
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (224) (〃) 21

告 示

鳥取県告示第221号

平成24年4月1日以後に県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の制限付一般競争入札を当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ。）によるほか、次に定めるところによる。

平成23年鳥取県告示第439号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等については平成24年3月31日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その制限付一般競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
 - (3) 平成22年鳥取県告示第348号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）及び平成23年鳥取県告示第433号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
 - (4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
 - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第10条に基づく資格保留の期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (7) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
 - イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
 - (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役

員を含む。)のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。)を有していること。

(9) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。

(10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)別表に定める特定資格(以下「特定資格」という。)を有する者であったときのもの)に限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。

(11) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 共同施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体にあつては、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。

エ 分担施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体にあつては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。

オ 分担施工方式の共同企業体にあつては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書(別記様式)

イ 県外に本店を有する者にあつては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間(以下「前々年度」という。)の10月1日からその翌年度(以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。))については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで)の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による

再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日）とする。）

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあってはそれらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、3 の(3)に定めるところにより行うものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第 1 回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の提出期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、(3)によるものとする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。

イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 1 に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者（最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したもの、総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者に 2 の(2)又は 3 の(1)に規定する持参すべき書類がある場合は、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

(4) 落札者は、落札予定者で 1 に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、

かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をしたもの、総合評価入札方式を行った建設工事について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高いもの又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示したものを改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、失格基準（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成9年12月10日付第798号土木部長通知）第4条第2項に定める失格基準をいう。以下同じ。）に該当するとき、又はその者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

ウ 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第10条に基づく資格保留の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

エ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(5) 落札者が契約締結の日（議決を要する工事にあつては、議決の日の翌日）までに資格（指名）停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを改めて落札予定者に決定する。

(6) 落札予定者（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）であつて、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び（4）のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由（以下「資格不備理由」という。）又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(7) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び（4）のただし書に落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関に説明を求められることができる。

(8) 発注機関は、（7）により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては構成員全員とする。）に属する者であつて特定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午とする。）までに提出できない者は、失格とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

(10) 落札者は、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされている場合にあつては配置技術者を、追加技術者が必要とされる場合にあつては追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。

(11) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (14) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル(平成15年2月10日付総第824号鳥取県総務部長通知)に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。
- (15) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (16) 入札参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 落札決定後の手続

- (1) 入札終了後、落札者(免税業者に限る。)は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の工事については、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金として請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

- (3) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項の規定による前金払については、請負代金額100万円以上の工事について、請負代金額の10分の4(入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合にあっては、10分の2)の範囲内において前金払をする。ただし、施工時期選択制度による工事の前金の支払は、着工日以降とする。

また、前金払の額を請負代金の10分の2にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。

- (4) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。
- (5) 落札者が(4)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(3)により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の10分の2の範囲内において前金払をする。
- (6) 落札者が(4)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第65条第4項の規定による。ただし、(3)及び(4)については、支払年度が指定されている場合においては、別途指定された年度によるものとする。
- (7) 施工時期選択制度対象工事の場合、落札者は開札日の翌日から起算して3日を経過する日(その日が閉庁日の場合は、その翌日とする。)までに、施工時期承認申請をし、発注者の承認を受けなければならない。

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告に定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容)において閲覧できる。

6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
- (2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

- (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
- (4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札日の 3 日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
- (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

別記様式

制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可（ - ）第 号
 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 印
 担当者
 連絡先（電話番号）（ ） - （ ）

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない
2	資格（指名）停止措置	該当あり（ 年 月 日まで）・該当なし
3	本工事の設計業者との関係	有・無
4	建設業許可の営業所の専任技術者の氏名	
5	建設業許可の営業所の経營業務管理責任者の氏名	

2. 会社実績

番号	項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績工事名		
2	実績工事内容証明書	CORINS登録番号（ ） その他（契約書等）（ ）	CORINS登録番号（ ） その他（契約書等）（ ）

3. 技術者要件（配置予定技術者）

番号	項目	技術者 1	技術者 2

1	配置予定技術者の氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	技術者資格者証等	名称 () 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ()
4	監理技術者資格者証	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
5	配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等	工事名	
		工 期	
		従事役職	
6	実績工事名		
7	実績工事内容証明書	CORINS登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS登録番号 () その他 (契約書等) ()
8	実績工事従事役職		

鳥取県告示第222号

平成24年4月1日以後に県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札を当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ。）によるほか、次に定めるところによる。

平成23年鳥取県告示第440号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成24年3月31日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
 - (3) 平成22年鳥取県告示第348号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成23年鳥取県告示第433号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。

- (4) 鳥取県知事から資格(指名)停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、応募書類(当該入札への参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。)を提出する期間として調達公告に定める期間(以下「応募期間」という。)の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
- (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領(平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知)第10条に基づく資格保留の期間が、応募期間の末日から当該入札の指名通知の日までの期間に含まれていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(以下「更生手続開始者」という。)にあっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査(法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果に基づき、応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
- (7) 当該入札に係る工事(以下「発注工事」という。)の設計業務の受託者(調達公告で指定する者とする。)と次のいずれかの関係にある者でないこと。
- ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
- イ 入札参加者の代表権を有する役員(入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人)が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
- (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者(入札参加者自身及びその役員を含む。)のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。)を有していること。
- (9) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。
- (10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)別表に定める特定資格(以下「特定資格」という。)を有する者であったときのもの)に限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。
- (11) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
- ア 自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- ウ 共同施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
- エ 分担施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのい

れか) が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。

オ 分担施工方式の共同企業体にあつては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A 列 4 番横書きで作成すること。ただし、電子入札(入札規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、応募書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に 3 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。))の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報 HP」という。))の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。))に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書(別記様式)

イ 県外に本店を有する者にあつては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間(以下「前々年度」という。))の 10 月 1 日からその翌年度(以下「前年度」という。))の 9 月 30 日まで(前年度の 10 月 1 日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。))については、前年度の 10 月 1 日から前年度の 12 月 31 日まで)の間とする。ただし、前々年度の 10 月 1 日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日(その日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日)とする。)

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、調達公告で定めるところにより、応募期間内の各日(鳥取県の休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。))による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、それらの方法に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後 4 時まで(以下「到着時刻」という。))に到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者(以下「応募者」という。))の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

(4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 入札参加者は、1 に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
 - (2) 指名業者選定時において、鳥取県知事から鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第 9 条に基づく資格保留の措置を受けている者は指名しないものとする。
 - (3) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報HPに掲載する。
 - (4) 指名を受けられなかった応募者は、(3)の掲載の日から 4 日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し、及び送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
 - (5) 発注機関は、(4)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から起算して 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
 - (6) 予定価格を入札の執行前に公表している建設工事を指名競争入札に付す場合において、1 に掲げる条件を具備する応募者が 1 者のみのときは、当該入札を中止する。
- 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、第 1 回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の入札期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告で定める場所への持参とする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

 - ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。
 - イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。
 - ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。
 - エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者は、最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格をもって有効な入札をしたもの（失格とされた者を除く。以下同じ。）又は総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者とする。ただし、その者が次のいずれかに該当するときは、その者を落札者としない。この場合においては、最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をしたもの又は総合評価入札方式を行った建設工事について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高いものを改めて落札者とし、ただし書を適用する。
 - ア 調査基準価格（入札規則第 30 条第 1 項に規定する調査基準価格をいう。）を設定する場合において、価格基準（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成 9 年 12 月 10 日付第 798 号土木部長通知）第 4 条第 2 項に定める失格基準をいう。）に該当するとき、又はその者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - イ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

ウ 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第10条に基づく資格保留の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

エ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(5) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては構成員全員とする。）に属する者であって特定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次に掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午）までに提出できない者は、失格とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

(6) 落札者は、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされている場合にあっては配置技術者を、追加技術者が必要とされる場合にあっては追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。

(7) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(8) 事前に配置予定技術者の提出を求めない入札においては、入札時において入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置し、契約時において、当該雇用関係を証明する書類を提出すること。

(9) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する工事にあつては、議決の日の翌日）までの間に資格（指名）停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告に定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

6 応募書類の提出の手續その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。

(2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。

(4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

別記様式

限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：

許可番号 国土交通大臣・知事 許可（ - ）第 号

住 所

商号又は名称

代 表 者 _____ 印

担当者

連絡先（電話番号） _____（ ） - （ ） _____

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄	
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない	
2	本工事の設計業者との関係	有・無	
3	建設業許可の営業所の専任技術者の氏名		
4	建設業許可の営業所の経營業務管理責任者の氏名		

2. 会社実績

番号	項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績工事名		
2	実績工事内容証明書	CORINS登録番号（ ） その他（契約書等）（ ）	CORINS登録番号（ ） その他（契約書等）（ ）

3. 技術者要件（配置予定技術者）

番号	項目	技術者 1	技術者 2
1	配置予定技術者の氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格に係る資格者証	名称（ ） 昭和・平成 年 月日交付 交付番号（ ）	名称（ ） 昭和・平成 年 月日交付 交付番号（ ）

4	監理技術者資格者証	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
5	配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等	工事名	
		工 期	
		従事役職	
6	実績工事名		
7	実績工事内容証明書	CORINS登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS登録番号 () その他 (契約書等) ()
8	実績工事従事役職		

鳥取県告示第223号

平成24年4月1日以後に県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)第2条第2号に規定する測量等業務(以下「測量等業務」という。)の制限付一般競争入札を、当該入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)を公募する方法により行う場合には、入札規則、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事等電子入札執行要領(平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知)、鳥取県建設工事等紙入札執行要領(平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知)及び当該入札に係る調達公告(当該入札ごとに行う地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の公告をいう。以下同じ。)によるほか、次に定めるところによる。

平成20年鳥取県告示第260号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)は、平成24年3月31日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その制限付一般競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成22年鳥取県告示第669号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成23年鳥取県告示第714号(測量等業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種類(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。
 - (3) 鳥取県知事から資格停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、応募書類(当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。)を提出する期間として調達公告で定める期間(以下「応募期間」という。)の末日から当該入札の開札の日(以下「開札日」という。)までの期間に含まれていないこと。
 - (4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格

(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間
1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後2月を経過する日までの間
5,000万円以上	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(6) 入札参加者の事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)に常勤する技術者(以下「常勤技術者」という。)のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別(以下「業種」という。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者(以下「管理技術者等」という。)及び照査技術者(以下これらを「配置技術者」という。)として、業務の履行期間中に配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。)を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

(7) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知)に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

(8) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(7)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状
- ウ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより、提出期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、それらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。
- なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
- (4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 1に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者が2の(2)に規定する持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。
- (3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札予定者とする。
- (4) 落札者が契約締結の日（議決を要する業務にあつては、議決の日の翌日）までに資格停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札予定者とする。
- (5) 落札予定者であつて、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(3)のただし書により落札者とさ

れなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとした理由又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

- (6) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(3)のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関（発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
- (7) 発注機関は、(6)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第2号）（次のアからウまでに掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午とする。）までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。
- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 重大かつ明白な不備がないこと。
- ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものではないこと。

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。）
地質調査業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設とし、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学とし、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。） ウ 地質調査技士
補償関係コンサルタント業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

- ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい

業種を発注業種とする。

イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	

- (9) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (10) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (12) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報対応マニュアル（平成18年11月17日付第200600120607号鳥取県総務部長通知）に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。
- (13) 調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (14) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 4 落札者（免税業者に限る。）は、落札決定後、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- 5 入札閲覧設計書に関する質問
 入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。
 なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）において閲覧できる。
- 6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
- (2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
- (4) 発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
- (5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第1号

制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
 商号又は名称
 代 表 者 印
 担当者
 連絡先（電話番号）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない			
2	資格停止措置	該当あり（平成 年 月 日まで）・該当なし			
3	鳥取県県土整備部 測量等業務成果品 重点確認実施要綱 第11条第1項第4 号に基づく入札参 加制限	1		2	
		入札参加制限 期日	平成 年 月 日 まで	入札参加制限 期日	平成 年 月 日 まで
		業種		業種	
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
4	鳥取県県土整備部 測量等業務成果品 重点確認実施要綱 第9条に規定する 配置技術者	1		2	
		工期	平成 年 月 日 まで	工期	平成 年 月 日 まで
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
		管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
	照査技術者		照査技術者		

2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

3 常勤全技術者数（人）

常勤全技術者数（県内に本店を有する有資格者の場合に記入）

人

4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	
		人数	人数
			人
			人
			人
合計			人

5 会社要件（ア又はイを記入）

ア 業務受注実績

番号	番号 項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績業務名		
2	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等

イ 業務履行実績

番号	番号 項目	技術者 1	技術者 2
1	技術者氏名		
2	実績業務名		
3	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等

6 配置予定技術者

番号	配置技術者 項目	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
1	配置予定技術者氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める特定資格に係る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
4	実績業務名		
5	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等
6	実績業務従事役職		

7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
2	住所	
3	契約権限の有無	あり・なし
4	県内営業所等の法人県民税及び 法人事業税の納付状況	未納税額なし・未納

様式第 2 号

低価格配置技術者調書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

低価格配置技術者の区分

配置技術者		主任技術者又は管理技術者	照査技術者
低価格配置技術者氏名			
継 続 雇 用 期 間		年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出締切日)
調 達 公 告 で 定 め る 特 定 資 格		名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()
調 達 公 告 で 定 め る 同 種 業 務 履 行 実 績	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	業 務 場 所		
	履 行 期 間		
	業 務 委 託 料		
	受 注 形 態		
	配置技術者又は 担当技術者区分		
	業 務 内 容		
	業 務 の 規 模 等		
	業 務 の 技 術 的 特 記 事 項		

添付書類

- 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第 1 号において添付したものを除く。
- 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。

鳥取県告示第224号

平成24年 4 月 1 日以後に県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、入札規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年 5 月 16 日付第 200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年 7 月 9 日付管第223号鳥

取県土木部長通知)及び当該入札に係る調達公告(当該入札ごとに行う地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の公告をいう。以下同じ。)によるほか、次に定めるところによる。

平成20年鳥取県告示第261号(測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)は、平成24年3月31日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年鳥取県告示第669号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成23年鳥取県告示第714号(測量等業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。
- (3) 鳥取県知事から資格停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、応募書類(当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。)を提出する期間として調達公告で定める期間(以下「応募期間」という。)の末日から当該入札の開札の日(以下「開札日」という。)までの期間に含まれていないこと。
- (4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を超過した日以後1月を経過する日までの間
1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を超過した日以後2月を経過する日までの間
5,000万円以上	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を超過した日以後3月を経過する日までの間

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から応募期間の末日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。
- (6) 入札参加者の事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)に常勤する技術者(以下「常勤技術者」という。)のうち、次の表の左欄に掲げる業務の種別(以下「業種」という。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者(以下「管理技術者等」という。)及び照査技術者(以下これらを「配置技術者」という。)として、業務の履行期間中に配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。)を有

していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

(7) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱（平成19年8月1日付第200700043202号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

(8) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(7)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

ウ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、調達公告で定めるところにより、応募期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、それらの方法に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

- (4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。
- (1) 入札参加者は、1に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
- (2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報HPに掲載する。
- (3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲載の日から起算して4日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあつては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
- (4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) 予定価格を入札の執行前に公表している測量等業務を指名競争入札に付す場合において、1に掲げる条件を具備する応募者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。
- 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 落札者は、予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者としなす。
- (2) (1)のただし書の場合においては、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者とし、(1)のただし書を適用する。
- (3) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあつては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第2号）（次のアからウまでに掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午とする。）までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。
- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 重大かつ明白な不備がないこと。
- ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものでないこと。

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネ

		ージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。)
地質調査業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設とし、 選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術 士技術部門を応用理学とし、選択科目を地質とする技術資格 を有する者に限る。） イ R C C M（シビルコンサルティングマネージャ専門技術部 門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限 る。） ウ 地質調査技士
補償関係コンサルタン ト業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

- ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。
- イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の 場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相 当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業 務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	

- (4) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (5) 当該業務において落札決定をされた者であっても、契約（議決を要する業務にあつては、議決の日の翌日）までの間に資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- (6) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報対応マニュアル（平成18年11月17日付第200600120607号鳥取県総務部長通知）に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。
- (9) 調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (10) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）において閲覧できる。

- 6 応募書類の提出の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
 - (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
 - (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
 - (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
 - (4) 発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
 - (5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第 1 号

限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
 商号又は名称
 代 表 者 印
 担当者
 連絡先（電話番号）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない			
2	資格停止措置	該当あり（平成 年 月 日まで）・該当なし			
3	鳥取県県土整備部 測量等業務成果品 重点確認実施要綱 第11条第1項第4 号に基づく入札参 加制限	1		2	
		入札参加制限 期日	平成 年 月 日 まで	入札参加制限 期日	平成 年 月 日 まで
		業種		業種	
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
4	鳥取県県土整備部 測量等業務成果品 重点確認実施要綱 第9条に規定する 配置技術者	1		2	
		工期	平成 年 月 日 まで	工期	平成 年 月 日 まで
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
		管理技術者		管理技術者	

	担当技術者		担当技術者	
	照査技術者		照査技術者	

2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

3 常勤全技術者数 (人)

常勤全技術者数 (県内に本店を有する有資格者の場合に記入)

人

4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	
			人数
			人
			人
			人
合計			人

5 会社要件 (ア又はイを記入)

ア 業務受注実績

番号	番号 項目	会社実績 1	会社実績 2
		1 実績業務名	
2	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等

イ 業務履行実績

番号	番号 項目	技術者 1	技術者 2
		1 技術者氏名	
2	実績業務名		
3	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等

6 配置予定技術者

番号	配置技術者 項目	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
		1 配置予定技術者氏名	
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める特定資格に係る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
4	実績業務名		

5	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 () ・その他契約書等
6	実績業務従事役職		

7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
2	住所	
3	契約権限の有無	あり・なし
4	県内営業所等の法人県民税及び 法人事業税の納付状況	未納税額なし・未納

様式第 2 号

低価格配置技術者調書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。
 なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されて
 いないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
 商号又は名称
 代 表 者

印

低価格配置技術者の区分

	配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
	低価格配置技術者氏名		
	継 続 雇 用 期 間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出締切日)
	調 達 公 告 で 定 め る 特 定 資 格	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()
調 達 公 告 で 定 め る 同 種	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	業 務 場 所		
	履 行 期 間		
	業 務 委 託 料		
	受 注 形 態		
	配 置 技 術 者 又 は 担 当 技 術 者 区 分		
	業 務 内 容		
	業 務 の 規 模 等		

業 務 履 行 実 績	業 務 の 技術的特記事項		
----------------------------	------------------	--	--

添付書類

- 1 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第 1 号において添付したものを除く。
- 2 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。